

障害者活躍推進計画

坂城町教育委員会

令和2年（2020年）4月

機関名	坂城町教育委員会
任命権者	坂城町教育委員会教育長
計画の位置づけ	障害者の雇用の促進等に関する法律（令和元年法律第 36 号）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく
計画期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日（5 年間）
坂城町教育委員会における障がい者雇用に関する課題	坂城町教育委員会の職員は、坂城町からの出向によるため、独自の障がい者に限定した募集・採用は行っていない。
目標	
①採用に関する目標	<p>障害者雇用の推進に関する理解を促進する。</p> <p>（評価方法）人事権がある坂城町において、毎年の任免状況通報により把握・進捗管理するとともに、計画期間中の 5 年間、継続して法定雇用率を達成し続けることができるよう人事管理を行っていく。</p>
②定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※障害者である職員の定着状況を把握する。</p>

取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>

<p>2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
<p>3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取り扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。
<p>4 その他</p>	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>